

高知県高齢者就業支援団体認定事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定に基づき高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号。以下「高安法」という。）第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合又は同条第2項に規定するシルバー人材センターのいずれかに準ずる者（以下「高齢者就業支援団体」という。）の認定をするに当たり、その基準及び手続等を定め、当該認定を受けた高齢者就業支援団体からの役務の提供に係る調達の機会の拡大を図ることで、高齢者（高安法第2条第1項に規定する「高齢者」をいう。以下同じ。）の就業を支援することを目的とする。

(認定対象者)

第2条 高齢者就業支援団体としての認定の対象となる者（以下「認定対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 営利を目的としない法人であること。
- (2) 定款、会則、活動方針等に、高齢者の福祉の増進に資することを目的とする者であることが明記されていること。
- (3) 高安法第37条第1項に定める就業の機会の確保及び高齢者への組織的な提供を行っていること。
- (4) 適切な業務遂行能力を有すること。
- (5) 認定を申請する日現在で1年以上の事業実績を有すること。
- (6) 県内に主たる事務所を置く者であること。
- (7) 県内に居住する者（以下「県内居住者」という。）の割合が、就業機会の組織的な提供を受ける対象となる者（以下「就業対象者」という。）の10分の9以上であること。
- (8) 県内居住者である就業対象者のうち、60歳以上の者の割合が2分の1以上又は55歳以上の者の割合が4分の3以上であること。
- (9) 高安法第9条の規定による高齢者雇用確保措置を講じていること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、認定対象者としなない。

- (1) 営業に関し法令上必要な要件を備えていない場合
- (2) 認定を申請する日までに納期の到来した国税、県税、市町村税又は社会保険料等（健康保険料、厚生年金保険料及び子ども・子育て拠出金）を滞納している場合。ただし、当該申請時まで完了した場合は、この限りでない。
- (3) 個人住民税の特別徴収義務者として特別徴収を行っている申告又は特別徴収義務者となった場合は特別徴収を行う誓約のいずれをも行わない場合
- (4) 次のいずれかに該当する場合
 - ア 高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この項において「暴排条例」という。）第18条又は第19条の規定に違反した事実がある場合
 - イ 暴力団（暴排条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）である場合
 - ウ 役員等（代表役員等及び一般役員であって経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この項において同じ。）に該当する場合
 - エ 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用している場合
 - オ 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している場合
 - カ 役員等が、自己、その属する法人等若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用している場合

- キ 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している場合
- ク 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用している場合
- ケ 役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用している場合
- コ イからケまでに掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している場合

(認定の申請)

第3条 高年齢者就業支援団体の認定（以下「認定」という。）を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、認定申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 定款、会則、活動方針その他これらに類する書類
 - (2) 登記簿謄本又は履歴事項全部証明書
 - (3) 事業計画書（認定を申請する日が属する事業年度のもの）
 - (4) 事業実績報告書（直近及びその前年度の事業年度のもの。ただし、法人設立後2事業年度を経過していない場合は、直近の事業年度のもの）
 - (5) 収支計算書、貸借対照表、監査報告書（いずれも直近及びその前年度の事業年度のもの。ただし、法人設立後2事業年度を経過していない場合は、直近の事業年度のもの）
 - (6) 国税、県税及び市町村税に係る納税証明書
 - (7) 社会保険料等納入確認（証明）書
 - (8) 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書
 - (9) 暴力団排除に関する誓約書
 - (10) 遂行可能業務の種類 of 申告書及び当該業務に係る許可証等の写し
 - (11) 高年齢者雇用確保措置実施申告書及び高年齢者雇用確保措置を講じていることが分かる就業規則、労使協定等
 - (12) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類
- 2 知事は、毎年1回期間を定めて認定の申請を受け付けるものとする。

(認定)

第4条 知事は、認定申請書が提出されたときは、第2条に規定する認定対象者の要件に適合するかどうか確認を行い、認定又は不認定を決定するものとする。

- 2 知事は、前項の規定により認定又は不認定を決定したときは、文書によりその旨を当該申請者に通知するものとする。
- 3 第1項の確認に当たっては、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の2の3第3項の規定に基づき、2人以上の学識経験を有する者の意見を聴かななければならない。
- 4 認定の有効期間は、知事が認定をした日から起算して3年間とする。
- 5 認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、前条の規定により提出した書類に記載した内容に関する記録を、認定の有効期間後1年を経過するまで認定事業者の事務所において保管しなければならない。

(変更承認)

第5条 認定事業者は、次に掲げる事項に変更が生じたときは、変更承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。ただし、知事が軽微な変更であると認める場合は、この限りでない。

- (1) 認定事業者の名称、所在地又は代表者の変更があったとき。

(2) 第2条第1項各号に掲げる要件に変更があったとき。

- 2 知事は、変更承認申請書が提出されたときは、変更後の内容が第2条の認定対象者の基準に適合するかどうか確認を行い、全てに適合していると認められるときは、これを承認するものとする。
- 3 知事は、前項の規定により変更の承認又は不承認を決定したときは、文書によりその旨を当該認定事業者へに通知するものとする。
- 4 第2項の確認に当たっては、第4条第3項の規定を準用する。ただし、変更後の内容が第2条の認定対象者の基準に適合すること又は適合しないことが明らかな場合は、この限りでない。

(認定の取消し)

第6条 知事は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 第2条第1項各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。
 - (2) 第2条第2項各号に掲げる要件に該当したとき。
 - (3) 偽りその他不正な手段により認定を受けたことが判明したとき。
 - (4) 認定事業者に重大な法令違反等不正な行為があったと認められるとき。
 - (5) 認定事業者から認定の取消しを希望する旨の申出があったとき。
- 2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、文書によりその旨を当該認定事業者へに通知するものとする。
 - 3 前項の規定による認定の取消しにより損失が生じたときは、その損失は、当該認定事業者の負担とする。
 - 4 認定事業者は、第1項第1号又は第2号のいずれかに該当するときは、文書により知事に届け出なければならない。この場合においては、第5条第1項の規定は適用しない。

(第3号随意契約での受注業務への高年齢者のあつせん)

第7条 認定事業者は、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づき県から業務を随意契約で受注したときは、当該業務に高年齢者を従事させるとともに、当該業務に従事する高年齢者の割合を高めるよう努めなければならない。

(報告等)

第8条 知事は、制度の運用の適正を期するため必要があるときは、認定事業者に対して、認定申請者が提出した書面に記載された内容について報告を求め、又は実地に調査することができる。

- 2 認定事業者は、第2条第1項第7号及び第8号の状況に関する状況を記録するとともに、認定の有効期間中に係る記録を、認定の有効期間後1年を経過するまで当該認定事業者の事務所において保管しなければならない。
- 3 認定事業者は、毎事業年度、当該事業年度終了後3月以内に当該事業年度に係る収支計算書、貸借対照表及び監査報告書を知事に提出するとともに、第2条第1項第7号及び第8号の状況について、当該事業年度末現在の状況を、文書により知事に届け出なければならない。
- 4 認定事業者は、前項の規定により知事に届け出た内容に関する記録を、認定の有効期間後1年を経過するまで当該認定事業者の事務所において保管しなければならない。
- 5 認定事業者は、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づき県から受注した業務について、当該業務の終了後速やかに当該業務への高年齢者の就業の状況について、文書により知事に届け出なければならない。
- 6 認定事業者は、前項の規定による報告の基礎となる就業の状況に関する記録を、認定の有効期間後1年を経過するまで当該認定事業者の事務所において保管しなければならない。

(認定後の事務等)

第9条 県は、県の機関の役務の調達における認定事業者の利用促進を図るため、認定事業者及びその遂行可能業務の周知に努めるものとする。

2 県の機関が役務を調達する際の具体的な随意契約に関する手続については、高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号)等関係法令によるものとする。

(様式)

第10条 次の各号に掲げる書類の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 第3条第1項の認定申請書 別記第1号様式による高知県高年齢者就業支援団体認定申請書
- (2) 第3条第1項第4号の事業実績報告書 別記第2号様式による事業実績報告書
- (3) 第3条第1項第7号の社会保険料等納入確認(証明)書 別記第3号様式による社会保険料等納入確認(申請)書
- (4) 第3条第1項第8号の個人住民税特別徴収実施申告(誓約)書 別記第4号様式による個人住民税特別徴収実施申告(誓約)書
- (5) 第3条第1項第9号の暴力団排除に関する誓約書 別記第5号様式による暴力団排除に関する誓約書
- (6) 第3条第1項第10号の遂行可能業務の種類 of 申告書 別記第6号様式による遂行可能業務の種類 of 申告書
- (7) 第3条第1項第11号の高年齢者雇用確保措置実施申告書 別記第7号様式による高年齢者雇用確保措置実施申告書
- (8) 第4条第2項の規定により認定又は不認定を申請者に通知する文書 別記第8号様式による高知県高年齢者就業支援団体認定(不認定)通知書
- (9) 第5条第1項の変更承認申請書 別記第9号様式による高知県高年齢者就業支援団体認定変更承認申請書
- (10) 第5条第3項の規定により承認又は不承認を申請者に通知する文書 別記第10号様式による高知県高年齢者就業支援団体認定変更承認(不承認)通知書
- (11) 第6条第1項第5号の申出書 別記第11号様式による高知県高年齢者就業支援団体認定取消し申出書
- (12) 第6条第2項の規定により認定の取消しを通知する文書 別記第12号様式による高知県高年齢者就業支援団体認定取消し通知書
- (13) 第6条第4項の届出書 別記第13号様式による高知県高年齢者就業支援団体非該当届出書
- (14) 第8条第3項の届出書 別記第14号様式による高知県高年齢者就業支援団体就業対象者状況届出書
- (15) 第8条第5項の届出書 別記第15号様式による高知県高年齢者就業支援団体就業状況届出書

(庶務)

第11条 この事業の実施に関する事務は、高知県商工労働部雇用労働政策課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年8月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年8月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月21日から施行する。